

宮城県規則第56号

主要農作物種子条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定採種団体の指定の申請)

第二条 条例第8条第3項の規定による申請は、知事が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 条例第8条第2項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 四 定款又は規約
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定採種団体の変更の届出)

第三条 条例第8条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主たる事務所の所在地
 - 二 条例第8条第2項各号に掲げる業務の実施方法
- 2 条例第8条第4項の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出書に当該変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

(優良品種を決定するために必要な試験の申出)

第四条 条例第10条第2項の規定による試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、知事が別に定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

- 一 稲及び大豆 当該試験を受けようとする年度の前年度の12月末日
- 二 大麦及び小麦 当該試験を受けようとする年度の7月末日

(特定種子生産ほ場の届出)

第五条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、知事が別に定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

- 一 稲 毎年4月30日

二 大麦及び小麦 毎年9月30日

三 大豆 毎年5月31日

2 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 ほ場の面積

二 生産しようとする優良品種の種子の種類名及び品種名

三 条例第11条第1項のほ場における前作の農作物の種類名及び品種名

四 優良品種の採種のための収穫、乾燥及び調製の形態

(特定種子生産ほ場等の審査の請求)

第六条 条例第12条第5項の規定によるほ場審査及び生産物審査(次項において「ほ場審査及び生産物審査」という。)の請求は、知事が別に定める請求書を知事に提出して行わなければならない。

2 特定種子生産者は、ほ場審査及び生産物審査に立ち会い、審査を行う職員の指示に従うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。